

熊谷市保育施設整備・運営事業者募集
に係る公募型プロポーザル実施要領
【旧玉井保育所跡地】

令和8年（2026年）9月
熊谷市保育課

1 目的

本要領は、旧熊谷市立玉井保育所跡地において、保育施設の整備及び運営を行う民間事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集に関して必要な事項を定めるものです。

2 実施概要

(1) 募集の趣旨及び内容

ア 旧玉井保育所跡地について、本市の保育の量と質の総合的な向上につなげるため、保育施設を整備し運営を行う民間事業者売却を実施します。

イ 土地売却の条件に建物の解体を付すことで、解体費用相当分を当該土地の価格から差し引き、価格にそのメリットが還元されることが可能となり、また、解体と施設整備が一体化されることにより民間活力の早期の活用を図ります。

ウ 上記の諸条件を考慮した上で、公募型プロポーザル方式による民間事業者の幅広いノウハウやアイデアに基づき、本市の子育て支援施策に最も適合する提案を行った優良な事業者を選定します。

(2) 売却物件（土地）

所在地	熊谷市玉井2105番地1ほか
面積	1316.60㎡
筆数	3筆
地目	宅地
用途地域	第1種住居地域
建蔽率	60%
容積率	200%
区域区分	市街化区域
埋蔵文化財包蔵地	無

(3) 解体物件（建物及び工作物）

旧施設名称	玉井保育所
建築年月	昭和47年
構造	木造平屋
建築面積	395.80㎡
延床面積	351.08㎡
その他施設	園庭、遊具、プール、駐車場、倉庫等

(4) 公募期間

令和8年9月1日（火）～令和8年10月30日（金）

3 最低売却価格

37,118,000円（＝ 当該土地鑑定評価額 － 建物等の解体費用）

4 実施形式

公募型プロポーザル競争方式

5 応募資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者としします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有すること。
- (2) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園のいずれかの運営実績が5年以上あり、令和8年4月1日時点で熊谷市内において保育施設を運営していること。
- (3) 本募集要領に係る施設整備・運営を自ら実施する事業者であること。
- (4) 施設整備に係る国等の補助金の交付申請、設置認可等の手続を円滑かつ適切に遂行できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

6 スケジュール

項目	実施予定日
参加募集の公告・実施要領等の配布	令和8年 9月 1日（火）
現地確認	令和8年 9月14日（月）～ 令和8年10月 2日（金）
質問締切	令和8年10月 9日（金）正午
質問書回答予定日	令和8年10月16日（金）
応募申請書（参加申込・企画提案）受付締切	令和8年10月30日（金）正午
第1次審査結果通知及び第2次審査案内通知	令和8年11月 6日（金）
第2次審査の実施（プレゼンテーション）	令和8年11月24日（火）
第2次審査結果通知及び契約候補者選定	令和8年12月中旬
契約の締結	令和9年1月上旬（予定）
契約代金の納付・土地の引渡し	令和9年1月～3月上旬
所有権の移転	令和9年3月

7 現地確認（任意）

本件への応募を希望する事業者を対象に、次のとおり現地確認を実施します。

- (1) 受付期間 令和8年9月1日（火）～9月11日（金）正午まで
- (2) 申込方法 参加者の氏名、企業又は団体名、所属部署等担当者の連絡先を明記の上、申込期限までに電子メールにより「16 問合せ先」へ申し込んでください。その際、件名に【プロポーザル現地確認申込】と表示してください。
開催日については、担当者宛てに電子メールにより連絡します。
- (3) 現地確認期間 令和8年9月14日（月）～令和8年10月2日（金）まで
（土、日、祝日を除く9時から17時）
- (4) 留意事項
 - ア 参加者は1事業者5名以内とさせていただきます。
 - イ 現地確認は1事業者につき40分程度とさせていただきます。

ウ 現地確認時には質問は受け付けません。

8 質問及び回答

プロポーザル応募に当たり質問がある場合は、質問書に入力し、下記のとおり提出してください。

- (1) 受付期間 令和8年9月14日（月）～10月9日（金）正午まで
- (2) 提出方法 電子メールにより「16 問合せ先」へ申し込んでください。その際、件名に【プロポーザル質問書】と表示してください。
※送信後に電話で到着確認をしてください。
- (3) 提出書類 質問書（様式1）
- (4) 回答日時 令和8年10月16日（金）予定 ※ 熊谷市ホームページに掲載します。
- (5) その他 電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。
単なる意見表明と解されるものには回答しません。

9 応募申請書（参加申込・企画提案）の提出

- (1) 受付期間 令和8年9月1日（火）～10月30日（金）正午
- (2) 受付場所 熊谷市こども健康部保育課
- (3) 提出部数 電子媒体1セット
- (4) 提出方法 電子メール（表題に「応募申請書提出」と明記）
※送信後に電話で到着確認をしてください。
- (5) 提出書類 応募申請書（様式2）を表紙とし、次に掲げる書類で構成し順番に一つにまとめ、拡張子は PDF としてください。データ名称は、「応募申請_〇〇.pdf」（〇〇は事業所名を記載）としてください。
 - ア 応募申請書（様式2）
 - イ 誓約書（様式3）
 - ウ 価格調書（様式4）
 - エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※提出日前3か月以内に発行されたものとする。
 - オ 法人の寄附行為又は定款の写し
 - カ 財務諸表
※直近決算2か年度分の貸借対照表及び損益計算書を提出すること。
 - キ 納税証明書（国、県、市）（正本）
※収益事業等により課税されている場合
※提出日前3か月以内に発行されたものとする。写し可。
 - ク 企画提案書
下記の構成で、次の表により作成してください。
 - ① 企画提案総括書
 - ② 保育事業計画書
 - ③ 施設整備計画書

※表の記載内容欄に示した事項は必ず記載してください。

※任意様式で枚数は自由です。

提出書類	記載内容
①企画提案総括書	○法人の基本理念・組織体制について ○既存園の保育の内容・運営状況について ○提案の概要について ○その他必要と判断した事項
②保育事業計画書	○保育の基本方針について ○事業の具体的な内容と職員体制などについて ○保育事業のアピールポイントについて ○通常保育以外のサービスの提供について ○市の保育施策を踏まえた取組について ○その他必要と判断した事項
③施設整備計画書	○施設整備の具体的な内容について ○施設整備のスケジュールについて ○近隣、周辺環境への配慮について ○建物配置図、平面図 ○建物イメージ図 ○その他必要と判断した事項・書類 ※図面等は簡易的なものでも構いません。

※計画に当たり関係法令等は遵守してください。

(6) 留意事項

ア 応募書類等は、理由の如何に関わらず、返却いたしません。

イ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

ウ 本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 提出された申請書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）に基づき取り扱うものとします。

10 審査及び審査結果の通知等

(1) 契約候補者の選考等

本件の契約候補者選定は、「熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係るプロポーザル審査委員会」が定める項目・基準のもとに、本件に最も適した提案を行った事業者を選定します。選定に当たっては、審査委員会の審査結果に基づき市長が契約候補者を選定します。

(2) 第１次審査（書類審査）

提出された応募申請書等により、以下の項目について書類審査を行い、第２次審査参加者を選定します。

ア 応募申請書類に不備がなく、応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が実施要領に適合していること。

イ 「５ 応募資格(1)～(7)」に適合していること。

ウ 価格調書の金額が「３ 最低売却価格」で示す金額以上であること。

※ 金額は審査項目の１つですが、提案された事業内容において適正金額を評価するものであり、必ずしも最高価格をもって選定するものではありません。

エ 安定的、継続的な業務運営の可能性及び業務実績

(3) 第１次審査（書類審査）結果通知

第１次審査結果の通知については、文書により通知します。なお、第１次審査で選定された事業者については、第２次審査の案内と併せて通知します。

(4) 第２次審査（企画提案及びプレゼンテーション）

企画提案書を令和８年１０月３０日（金）正午までに提出いただくとともに、プレゼンテーションを令和８年１１月２４日（水）の市が指定した時間帯に実施します。

ア プレゼンテーションの持ち時間は各事業者４５分以内とします。

（プレゼンテーション３０分程度、審査委員からの質疑応答１５分程度）

イ プレゼンテーションの出席者は５名以内とします。

ウ パソコン等を用いる場合は各自で持ち込むものとします。スクリーン及びプロジェクターは市で用意します。

エ 評価方法については、審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から評価点を算出し、各委員の評価点の合計を合計評価点とします。合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として選定します。評価点が同店の場合は入札等に準じてくじにより選定します。最低基準点は、合計点の６割とする。ただし、応募が１事業者のみの場合で提案価格を除いた評価点が６割以下のときは選定対象としません。

【評価採点基準項目】

評価項目	審査観点	配点
運営主体の適格性	運営基盤・経済的基礎	２０点
	同種・類似施設の運営実績	２０点
保育への取組	保育の基本方針	２０点
	特色ある保育の実施	２０点
	通常保育以外の保育サービスの提供	２０点
	本市の保育施策の方向性を踏まえた取組	２０点
施設整備の有用性	設置が望まれる施設	２０点
	施設整備のスケジュール	２０点
	周辺環境への配慮	２０点
提案価格	最高提案価格との差異	２０点
合 計		２００点

(5) 最終選定及び契約

第2次審査結果を基に、その結果で契約候補者を選定します。

その後、選定した契約候補者が提案する事業内容を踏まえて必要な調整を行い、随意契約の方法により契約を締結します。

(6) その他

ア 契約候補者が契約を締結しない場合は、評価得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結します。

イ 選定結果は応募者全てに通知し、電話等による問合せには応じません。

ウ 審査結果は選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表します。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表いたしません。

- ① 契約候補者の名称
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）
- ④ 契約候補者の選定理由
- ⑤ 審査委員会委員の氏名及び選定理由

11 契約候補者との契約締結及び契約保証金の納付

(1) 契約の締結

契約候補者には、令和9年1月上旬までに本市と契約を締結していただきます。本契約の当事者は、本件土地の所有者となる者になります。契約における特記事項については、下記を参照してください。

【契約における特記事項】

ア 契約事業者の責任で施設整備に要する近隣住民等との調整を行ってください。

イ 事業の用途に供してから10年間は本要領により事業計画書で示した施設用途に供するものとし、用途の転用を禁止します。

ウ 所有権移転後、すみやかに、契約事業者の負担において対象となる建築物の解体・撤去に着手し、事業計画における施設用途の供用を3年以内に開始してください。

エ 契約事業者が不正な手段により契約を締結した場合又は契約事業者が契約に基づく債務を適正に履行できないと本市において判断した場合には、契約を解除することがあります。

オ 本市が契約を解除した場合には、契約事業者は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金支払義務が発生します。

カ 契約締結に要する費用は、契約事業者の負担とします。

キ 産業廃棄物(地下埋設物を含む。)の処理費用は、原則として契約事業者の負担とします。

(2) 契約保証金の納付

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16第1項及び熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）第5条により、契約を締結する日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金（円未満切り上げ）を熊谷市が発行する納付書により納付していただきます。

ただし、契約締結と同時に契約代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

12 契約代金の納付及び所有権移転

(1) 契約代金の納付

本件の契約代金（契約金額から契約保証金を差し引いた残金）は、契約を締結した日から60日以内に市が発行する納付書により納付していただきます。なお、支払いが行われなかった場合には、契約保証金は熊谷市に帰属することになります。

(2) 所有権の移転

契約代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、物件を現状で引き渡します。物件引渡し後、熊谷市が所有権移転登記を法務局に嘱託登記します。

(3) 留意事項

契約の締結及び所有権移転の履行に関して必要な一切の費用（契約書に貼付する収入印紙や所有権移転登記の登録免許税等）は、契約事業者の負担となります。

13 土地の売却に係る留意事項

(1) 既存建築物・工作物等の解体

本公募型プロポーザル方式による売却では、既存施設の建築物の解体・撤去を条件としており、当該物件に存する工作物等を含む現状有姿での引渡しとなります。建築物の解体・撤去等に要する一切の費用は契約事業者の負担とします。

(2) 地積

当該土地の地積は実測面積によるものです。

(3) 地下埋設物調査、土壤汚染調査及び産業廃棄物

当該土地は、昭和47年に本市において現建物を建築し保育所として活用してきた経緯から、産業廃棄物（地下埋設物のコンクリート殻）は埋設されていないものと想定し、また、現在の土壤汚染対策法に規定される指定区域ではなく、調査を行う義務が発生している土地でもない等のことから、地下埋設物調査及び土壤汚染調査については実施していません。契約後に、事業整備において地下埋設物が発生した場合の撤去に生じる費用は、原則として契約事業者の負担とします。

(4) 敷地内電柱について

敷地内には、電柱が4本（北側に1本、南東側に2本、南西側に1本）設置されており、撤去の予定はありません。

(5) 供給処理施設について

ア 上水道

上水道については、南側市道及び西側市道に75mmの本管が埋設されている。上水道を利用するにあたっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要となります。

イ 公共下水道

公共下水道が南側市道の一部に250mm汚水本管が埋設されています。

なお、現況では南側市道から対象不動産の北端付近まで250mm汚水本管が敷地内を縦断していることから、当該本管について廃止及び撤去の予定であり、新たな本管を対象不

動産の北西端付近から敷地内を北側境界に沿って約 20m埋設する予定です。

(新たな本管の埋設に伴い対象不動産の一部(約 64 m²)が建設不可域となります。)

上記の汚水本管の撤去及び布設は本市において実施いたしますので、契約事業者は建物の解体後、下水道に係る工事期間を 1 か月程度予定してください。

※建設不可域については、当該土地鑑定評価額に反映(減額)しています。

※位置等は 16 ページ「施設調書」(位置図)を参照ください。

(6) 都市ガス

南側市道、東側市道、西側市道のいずれにも低圧 50 mm本管が埋設されています。

(7) アスベスト含有調査の結果

既存建築物については、事前にアスベスト含有調査を実施しています。結果については 10 地点調査したところ、下記 3 地点においてアスベストが検出されました。

【調対象(形状材質):含有の有無】

① 外天井(塗材、ボード):有り

② 給食室天井(塗材、ボード):有り

③ 外部建具廻りシーリング(主材、シーリング):有り

※アスベスト除去処分費用を、建物等の解体費用の算定に含めています。

※詳細は 13・14 ページ分析結果を参照ください。

(8) 施設の供用開始期限

引渡し後、速やかに契約事業者の負担において対象となる建築物の解体・撤去に着手し、本要領により事業計画書で示した施設用途の供用開始を 3 年以内にするを条件とします。

ただし、あらかじめ延長の理由を付した書面を提出し、本市がやむを得ないと認めた場合に限り、期限を延長することができます。

14 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者を失格とします。

- (1) 実施要領に示されたプロポーザル資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 価格調書の金額が最低売却額を下回った場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とします。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとします。

(3) 参加辞退の場合

応募申請書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した辞退届（様式５）を、速やかに保育課に提出するものとします。

(4) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

16 問合せ先

熊谷市こども健康部保育課 担当 田邊、落合

住 所：〒360－8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話：048－524－1111（内線537）

E-mail：hoiku【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。

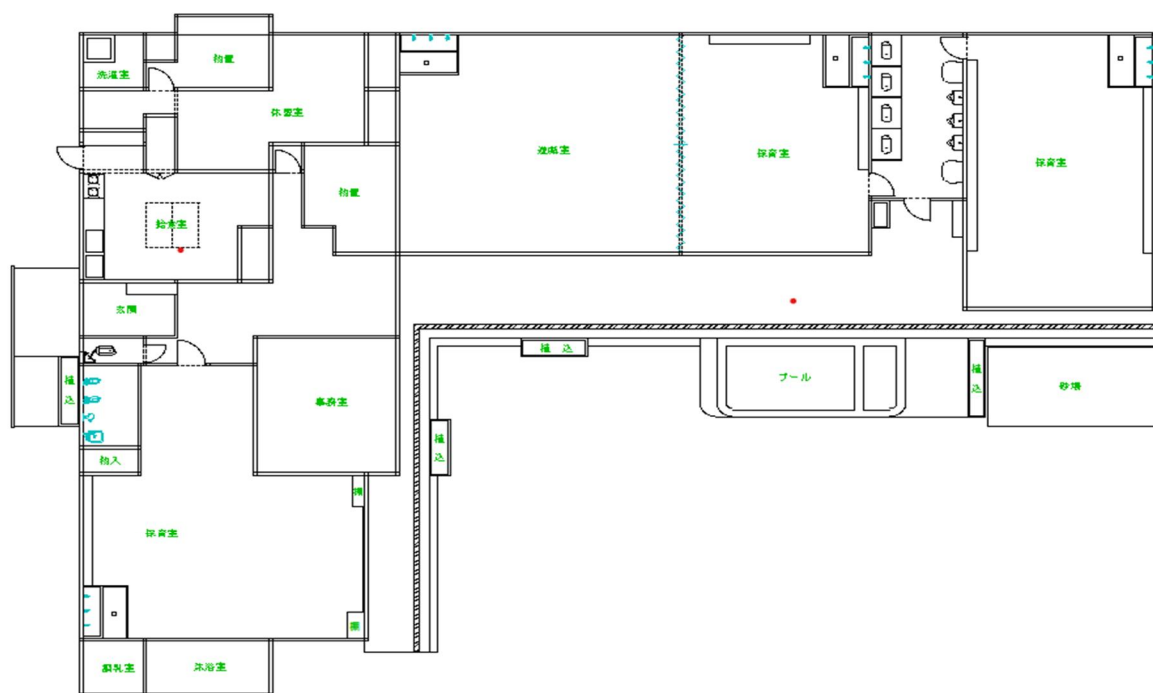
《関係書類》

資 料	掲載頁
旧玉井保育所位置図	P 1 1
建物平面図	P 1 1
現況平面図	P 1 2
アスベスト調査分析結果報告書	P 1 3 ・ 1 4
物件調書	P 1 5 ・ 1 6
様 式	掲載頁
（様式１）質問書	P 1 7 ・ 1 8
（様式２）応募申請書	P 1 9
（様式３）誓約書	P 2 0
（様式４）価格調書	P 2 1
（様式５） 辞退届	P 2 2

位置図



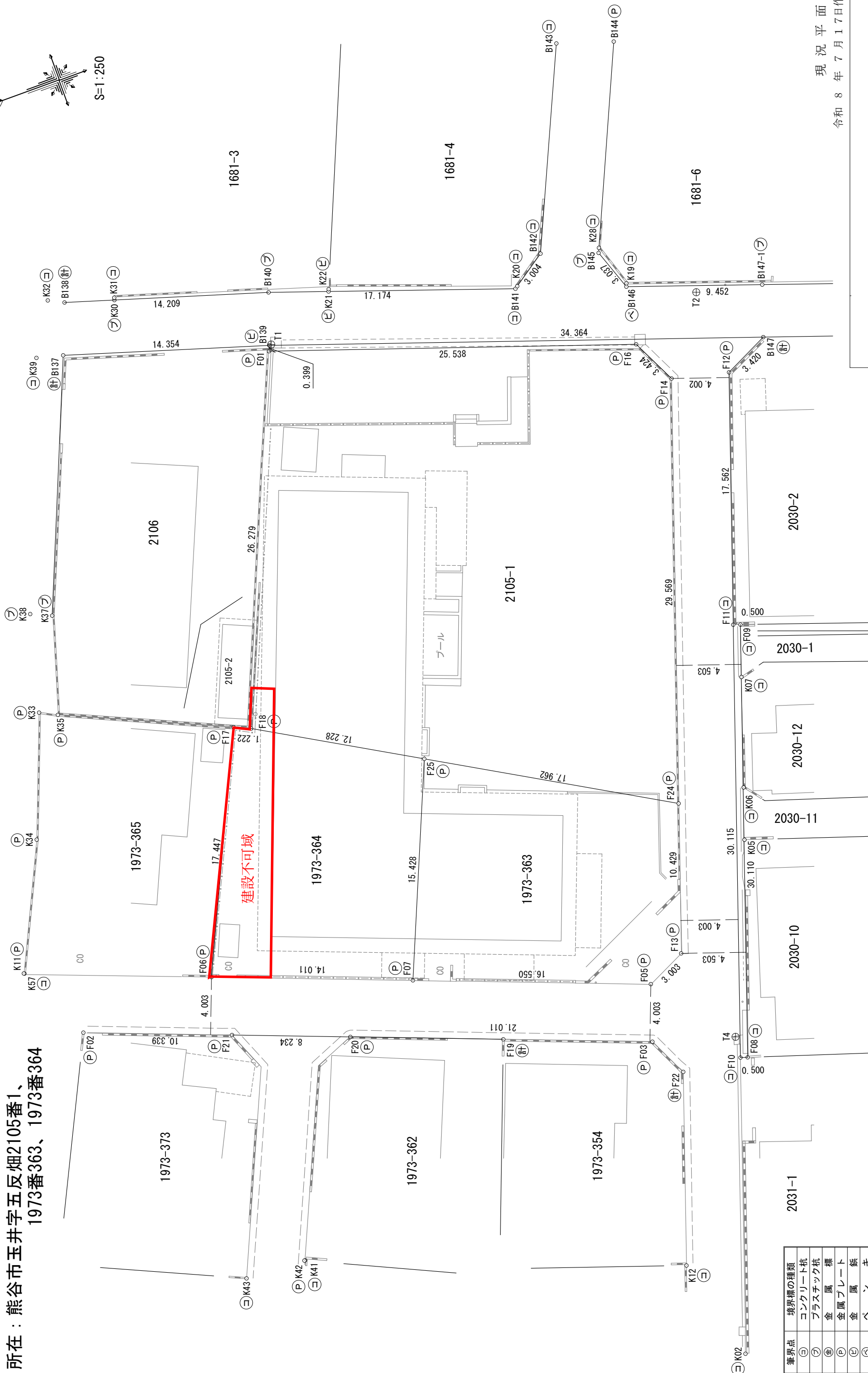
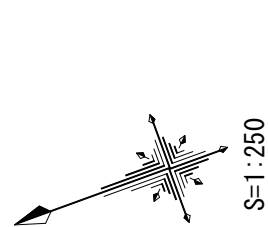
建物平面図



玉井保育所

圖面平況現

所在：熊谷市玉井字五反畑2105番1、
1973番363、1973番364



筆界点	境界標の種類
㊶	コンクリート杭
㊷	プラスチック杭
㊸	金属標
㊹	金属プレート
㊺	金属鋌
㊻	ペン
㊼	計算点

令和 8 年 7 月 17 日作成
現況平面図

分析結果報告書

報告書番号：A251234

令和7年12月26日

熊谷市長 小林 哲也 様

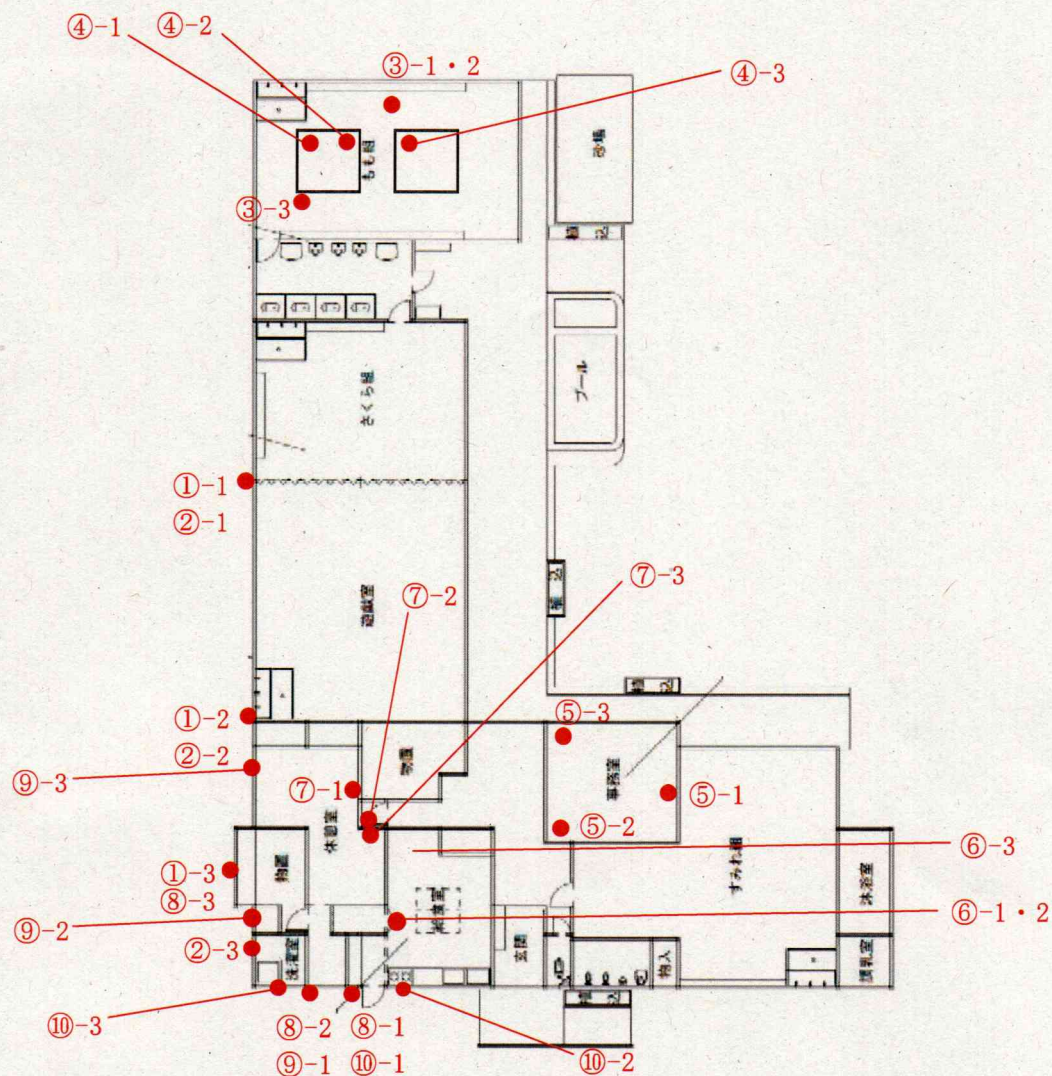
埼玉県熊谷市宮町2丁目47-1

分 析 種 別	アスベスト定性分析
	JIS A 1481-1 : 2016
受 付 年 月 日	令和7年12月16日
採 取 年 月 日	令和7年12月16日
採 取 者	
分 析 日	令和7年12月19日
分 析 者	
件 名	熊谷市立玉井保育所アスベスト分析調査業務委託
採 取 場 所	熊谷市玉井2105-1

ご依頼の試料について分析した結果を次のとおり報告します。

No	試料名 形状又は材質（層構成）	判定	検出された アスベストの種類	推定含有率	検出された層
1	外壁 三井センチュリーサイディング張り（下地アスファルトフェルト） 主材、ボード、シート	無	—	—	—
2	外天井 大平板 塗材、ボード	有	クリソタイル	5 %-50 %	ボード
3	保育室 天井プラスターボード 塗材、紙、ボード、紙	無	—	—	—
4	保育室 天井ビニルレザー貼（接着剤部分） クロス、接着剤、紙、ボード、紙	無	—	—	—
5	事務室 天井タイガージプトーン 塗材、紙、ボード、紙	無	—	—	—
6	給食室 天井ベスラック 塗材、ボード	有	クリソタイル	5 %-50 %	ボード
7	休憩室 壁面（色しっくい塗） 主材、下地	無	—	—	—
8	外部 建具廻りシーリング 主材、シーリング	有	クリソタイル	0.1 %-5 %	シーリング
9	外部 ガラス廻りシーリング シーリング	無	—	—	—
10	給水・給湯設備保温材 シート、保温材	無	—	—	—
備 考					

採取位置図



- ① 外壁 三井センチリーサイディング張り (下地アスファルトフェルト)
- ② 外天井 大平板
- ③ 保育室 天井プラスターボード
- ④ 保育室 天井ビニルレザー貼 (接着剤部分)
- ⑤ 事務室 天井タイガージプトーン
- ⑥ 給食室 天井ベスラック
- ⑦ 休憩室 壁面 (色しっくい塗)
- ⑧ 外部 建具廻りシーリング
- ⑨ 外部 ガラス廻りシーリング
- ⑩ 給水・給湯設備保温材

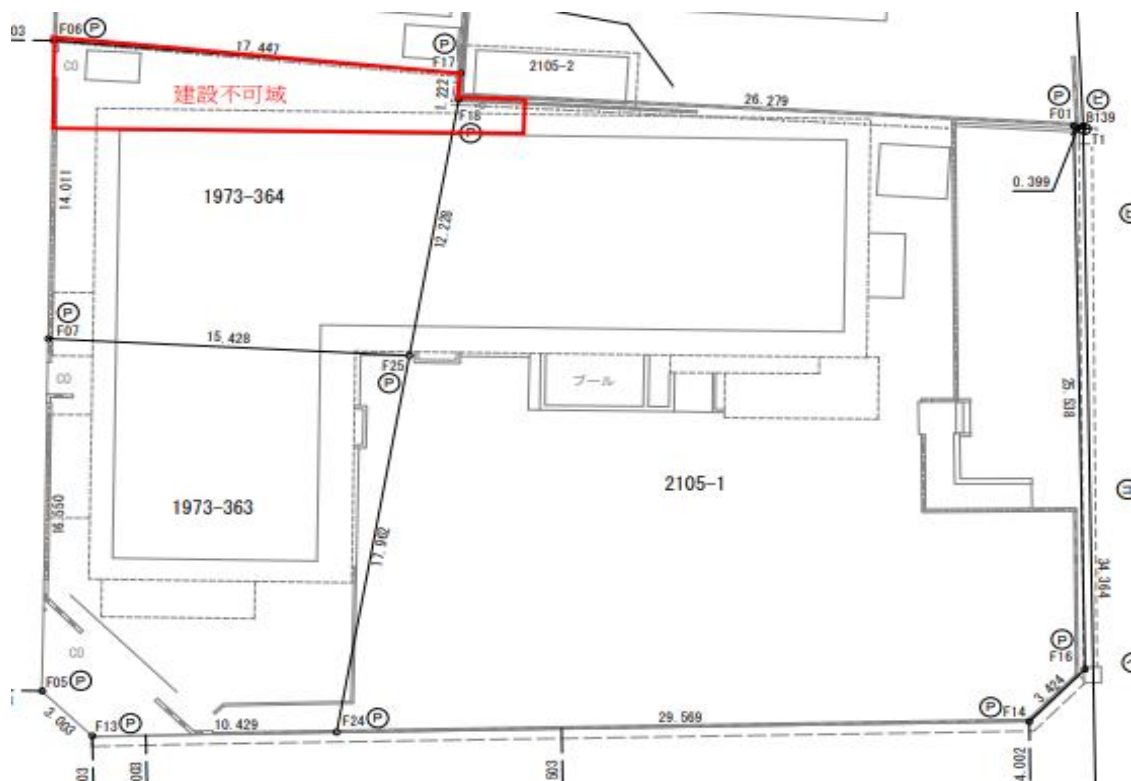
物件調書

物件番号		1		最低売却価格		37,118,000円	
物件の表示	所在	地番	地目	面積			
				公簿		実測	
	熊谷市玉井字五反畑	1973番363	宅地	—	m ²	252.94	m ²
	熊谷市玉井字五反畑	1973番364	宅地	—	m ²	225.75	m ²
	熊谷市玉井字五反畑	2105番1	宅地	—	m ²	837.91	m ²
計			—	m ²	1,316.60	m ²	
契約対象の地積の確定			実測面積による				
法令に基づく制限	都市計画法・建築基準法	区域区分	市街化区域				
		計画道路	土地区画整理				
		その他制限					
		用途地域	第一種住居地域				
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
		その他地域地区等	建築基準法第22条指定区域				
		接面道路との関係	市道10798号線、市道10817号線、市道10806号線に接する				
		その他の法令					
供給処理施設	種類	状況※	主な問合せ先				
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(熊谷玉井カスタマーセンター) 0120-995-113				
	上水道	有	熊谷市上下水道部水道課計画係 048-520-4136				
	下水道	有	熊谷市上下水道部下水道課 048-524-1446				
	都市ガス	有	東京ガス株式会社お客様センター 03-3344-9100				
	※接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地及びあっても供給処理区域外の土地は「無」と記載しています。無いものについて、引込が可能かどうかは各供給処理施設の事業所にお問合せください。						
公共施設等	JR高崎線籠原駅		約1,900 m	熊谷市役所		約6,000 m	
	市立玉井小学校	通学区	約800 m	くまびあ		約2,300 m	
	市立玉井中学校		約1,200 m			m	
(その他注意事項) ・買受け後に建築確認を申請しようとする場合は、事前に「都市整備部建築審査課(TEL0493-39-4809)」にお問合せください。 ・上水道は、南側市道及び西側市道に75mm本管が敷設されています。給水管の有無等の詳細については「上下水道部水道課計画係(TEL048-520-4136)」へお問合せください。 ・公共下水道が南側市道の一部に250mm汚水本管が埋設されています。 なお、現況では南側市道から対象不動産の北端付近まで250mm汚水本管が敷地内を縦断していることから、当該本管について廃止及び撤去の予定であり、新たな本管を対象不動産の北西端付近から敷地内を北側境界に沿って約20m埋設する予定です。 (新たな本管の埋設に伴い対象不動産の一部(約64㎡)が建設不可域となります。) 上記の汚水本管の撤去及び布設は本市において実施いたしますので、契約事業者は建物の解体後、下水道に係る工事期間を1か月程度予定してください。※別紙位置図参照 ・都市ガスが、南側市道、東側市道、西側市道のいずれにも低圧50mm本管が埋設されています。 ・物件内に電柱が4本あります。なお、市では電柱等の移設及び移設に係る費用負担はしません。 ・地下埋設物調査及び土壌汚染調査については実施していません。売買契約後に、事業整備において地下埋設物が発生した場合の撤去に生じる費用は、原則として契約事業者の負担とします。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様とします。 ・所有権移転登記は、土地代金完納後に市で嘱託登記を行います。 ・契約書作成及び登録免許税に係る収入印紙代は購入者の御負担となります。 ・物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず参加者御自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。							

現況写真 1



明細図



質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 熊谷市長

申込者 所在地 _____

法人名 _____

代表者
職・氏名 _____

熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領について、
質問がありますので、別紙のとおり提出します。

記

1 別紙質問書 _____ 枚

2 担当責任者

法人名	
所属・役職名	
氏 名	
連絡先	(所在地) (電話) (E-mail)

(別紙 質問書)

質問番号 1	資料名	
	ページ・項目	
質問内容		
質問番号 2	資料名	
	ページ・項目	
質問内容		
質問番号 3	資料名	
	ページ・項目	
質問内容		

※質問の内容は、具体的かつ簡潔にまとめたものを記入してください。

※足りない場合は、適宜追加してください。

熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル
応募申請書

令和 年 月 日

(あて先) 熊谷市長

申請者 所 在 地

法 人 名

代表者
職・氏名

熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 誓約書（様式 3）
- (2) 価格調書（様式 4）
- (3) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 法人の寄附行為又は定款の写し
- (5) 財務諸表
- (6) 納税証明書（収益事業等により課税されている場合）
- (7) 企画提案書

2 担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	(所在地) (電話) (E-mail)

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先) 熊谷市長

申込者 所在地 _____

法人名 _____

代表者
職・氏名 _____

私は、熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザルへの参加に当たり、貴市における契約などに係る規程その他関係法令を遵守し、下記に掲げる事項について誓約します。

記

- 1 応募書類について、虚偽の記載をしていません。
- 2 熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル方式実施要領に記載する事項を承諾の上、遵守します。
- 3 上記の事項について、事実と相違する場合は、応募を無効とされても何ら異議申し立てしません。

令和 年 月 日

価 格 調 書

(あて先) 熊谷市長

申込者 所 在 地 _____

法人名 _____

代表者
職・氏名 _____

熊谷市が実施する、「熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づく、本件の契約提案価格は下記のとおりです。

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額は、算用数字を右詰で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 熊谷市長

住所又は
所 在 地

法 人 名

代表者
職・氏名

熊谷市保育施設整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザルへの参加を
以下の理由により、辞退します。

記

辞退理由

--